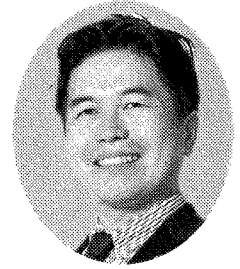


中経論壇

日本公認会計士協会東海会
日税務業務委員会

若原 芳治



4月1日から令和6年度改正税法が施行される予定である。令和6年度税制改正では、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現などを目的として、さまざまな改正が予定されている。主な改正事項と企業において対応が必要と考えられる事項は以下の3点である。なお、執筆時点では、税制改正法案が国会で審議中のため、税制改正大綱を前提に記載している。

まず、今回の税制改正の最大の目玉は、1人あたり4万円の所得税・住民税の定額減税である。デフレ完全脱却を目的とした経済対策の一環として実施される。自治体からの給付ではなく、減税として実施するため、実際のオペレーションについては、給与計算を行っている企業に委ねられている部分が多い。例年の給与事務とは異なる対応が求められるので、給与担当者は6月の給与支払いに間に合うよう、早期に対応を確認することが必要である。

2点目は、4月1日から税金計算の際に損金算入できる飲食費の基準が、従来の1人

物価高に対する負担を緩和

税制改正の影響と対応

あたり5千円以下かたでは、恩恵を受ける企業が1万円以下に引き上げられることである。この改正は、コロナ禍でダメージを受けた飲食産業の活性化などを目的として行われるものである。これにより従来の基準である5千円を超え、メニューの需要が高まることで予想されるので、飲食店はこの接待需要を取り込むために、従来よりも高級感のあるメニューを開発することが望ましいと考える。

さらに、従来賃上げを行った企業に対しての税制優遇は行われていたが、赤字企業が6割を超える現状では、恩恵を受ける企業の一部に限られ、十分と指摘があった。そこで今回の税制改正では、この指摘に対応するために、赤字でも賃上げを行う中小企業を対象に、控除しきれなかった税額を5年間にわたって繰り越せる措置を創設している。

現実問題として、赤字企業が賃上げを行うことは負担が大きいのと思われるが、一方で、多くの業界で人手不足となっており、また、昨今の物価高で従業員の生活費が増えていることを考えると、赤字企業であっても賃上げの必要性は高いと考えられる。賃上げ促進税制での賃上げには、給料だけでなく賞与も含まれるので、赤字企業の場合は、引き上げが継続的な負担となる給与ではなく、賞与のような一時金を活用して、この税制優遇をうまく活用することで自社の負担を軽減することが考えられる。

組織を中心に経営現象を分析するという視点は、何の訓練もなしに身に付けることは困難だ。なぜなら、常識的なものの見方とは相いれない癖を持つからである。組織論とは相反する常識の一つが「組織は人なり」という考え方だ。

確かに、組織がうまくいかない時、その中にいる人間や人間の行動がどうにかしているということは明白である。A課長は非常に保守的であり、B係長はしばしば部下の大きなミスを見逃す無能な人だとか、Cさんは何でも自分一人だけでやることとする、等々。このよ



組織論的アプローチのすすめ

田部 池相向レ人業修ス対プ1長ネ1トイ望題 かな生

認識の近道を

本質的知



名古屋 昨季立浪監いに加思吾った。戦を迎務の必勝のいいたい」

うな問題について、私たちは専門家なみに評論すること

教授 吾 吾